

徳山工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

徳山工業高等専門学校 いじめ対策委員会

校長裁定

制定 令和2年7月9日

【制定の経緯】

徳山工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、「独立行政法人国立高等専門学校機構 いじめ防止等対策ポリシー」（平成26年3月27日理事長裁定。以下「ポリシー」という。）、「独立行政法人国立高等専門学校機構 いじめ防止等ガイドライン」（令和2年4月30日理事長裁定。）に基づき、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な計画「徳山工業高等専門学校 いじめ防止等基本計画」（いじめ防止プログラム及び早期発見・事案対処のマニュアルを含む。以下「基本計画」という。）を定める。

【目次】

【いじめに対する基本的な考え方・方針】

1. いじめの定義と態様
2. いじめに対する基本姿勢
3. 情報の共有
4. 徳山工業高等専門学校 いじめ対策委員会
5. 本校及び本校の教職員の責務

【いじめ防止等の対策】

1. いじめ防止に関する取り組み
2. 早期発見に対する具体的な取り組み
3. いじめに対する具体的な取り組み
4. いじめの解消
5. 重大事態への対処(前項までの対処に加えた取り組み)
6. 学生対応の方針・具体的な方法
7. いじめ調査の留意点

(参考)徳山工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

【いじめに対する基本的な考え方・方針】

1. いじめの定義と態様

「いじめ」とは、学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいうとされている。すなわち、下記①～③について、

- ① 行為をした者 A と行為の対象となった者 B が共に学生であるなど、A と B の間に一定の人的関係が存在すること
- ② A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ③ B が心身の苦痛を感じていること

法及びポリシーは、教職員によるいじめの有無を判断するものとして、被害学生に上記①、②の事実関係の立証を要求しておらず、③の要件さえ満たせばいじめの認定をしなければならないとしている。また、行為の「継続性」、「集団性」、「一方的で力関係がある」等の要素により限定解釈をしないようにする必要がある。

以下に、具体的ないじめの態様を示す。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・わざとぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる・隠される・盗まれる・壊される・捨てられるなど。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・上記の行為を促す・周りではやし立てる。 など

ささいな兆候であっても危機意識を持ち、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処することが重要である。

2. いじめに対する基本姿勢

- (1) いじめ防止等の対策は、いじめが学校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。
- (2) いじめ防止等の対策は、全ての学生がいじめを行わず、他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、学生の心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、高専機構、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに行う。

3. 情報の共有

本校の教職員および学生の保護者は、学生からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、本校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

4. 徳山工業高等専門学校 いじめ対策委員会

- (1) 本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「徳山工業高等専門学校いじめ対策委員会」を置く。
- (2) いじめ対策委員会は、基本計画に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を行うとともに、いじめの相談・通報の窓口としての役割やいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。
- (3) いじめ対策委員会は、校長，副校長，教務主事，学生主事，寮務主事，専攻科長，学生相談室長，事務部長，学生課長，看護師，各学科主任，一般科目主任，担任，科目担当者，クラブ顧問，スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW）等で構成し，看護師までの10名を常任委員とする。
- (4) いじめ対策委員会は，常任委員及び常任委員以外の適切な委員をもって開催することができる。
- (5) 被害学生の保護等を機動的に行うため必要がある場合には，いじめ対策委員会の下に事案対処チームを編成する。

5. 本校及び本校の教職員の責務

本校及び本校の教職員の責務は、法及び国の基本方針にのっとり、本校に在籍する学生の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

以下に、各対象に対応する部署等を示す。

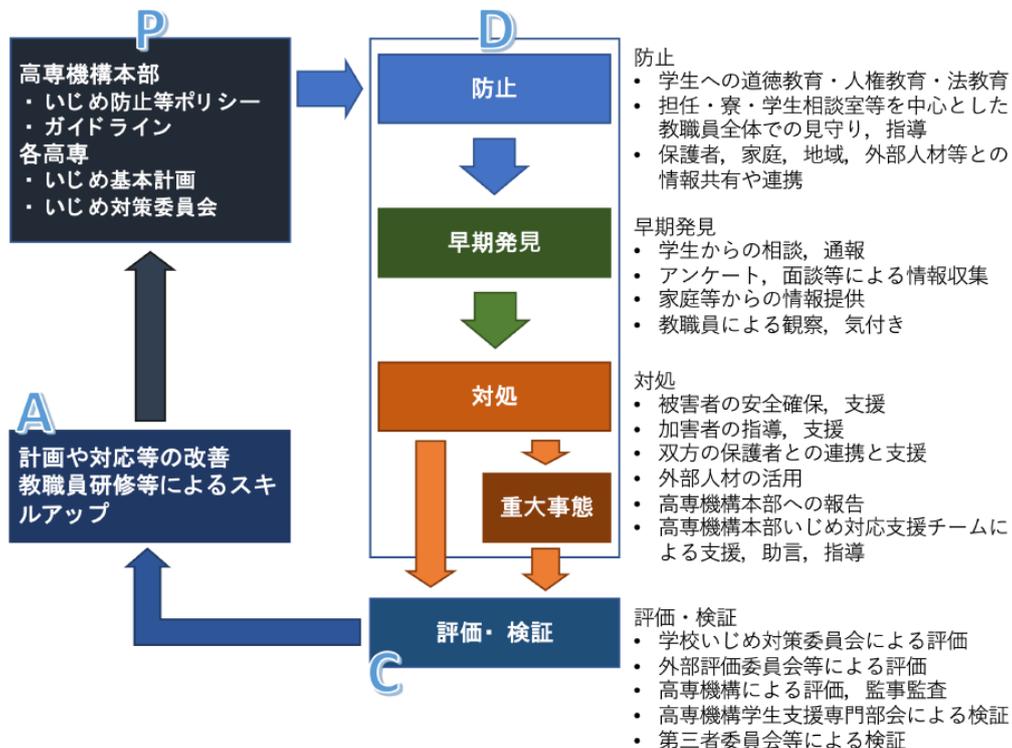
- (1) 被害学生：学生相談室，担任，顧問，専攻科，寮務主事室，教務主事室，SC，SSW
- (2) 保護者：学生相談室，担任，顧問，専攻科，寮務主事室，学科主任，SC，SSW
- (3) 加害学生：学生主事室，担任，顧問，専攻科，寮務主事室，教務主事室，SC，SSW
- (4) 保護者：学生相談室，担任，顧問，専攻科，寮務主事室，学科主任，SC，SSW
- (5) 一般学生：担任，顧問，学科主任，専攻科長
- (6) 一般寮生：寮務主事室
- (7) 保護者会：いじめ対策委員会
- (8) 地域社会：いじめ対策委員会
- (9) マスコミ：いじめ対策委員会

【いじめ防止等の対策】

1. いじめ防止に関する取り組み

- (1) 校長は、学生や教員に対して合同 HR や教員会議において基本計画の説明を行う。
- (2) 外部に対しては、ホームページや文書等において基本計画の周知を行う。
- (3) 教職員は、日常的な教育活動において「いじめは絶対に許さない」という雰囲気の醸成と未然防止への意識を高める。
- (4) 教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、いじめの助長のみならず、いじめを認識しながらこれを隠蔽・放置することがあってはならない。
- (5) 教職員は、いじめに係る情報を得た時は速やかに学生相談室に報告する。
- (6) いじめ対策委員会は、教職員や学生を対象にいじめの防止に向けての啓発活動や講習会を開催するとともに、外部との情報交換に努める。
- (7) いじめ対策委員会は、実効性の高い取り組みを実施するため、基本計画やいじめ防止プログラムが効果的に機能しているか検証を行い、改善を行う。(PDCA サイクルによる評価・検証)
- (8) 下図のいじめ防止・早期発見・対処・評価検証の4つのPDCAサイクルに準拠しながら常時改善を図る。尚、PDCA サイクル中の本校の各部署の具体的な対策を別紙(徳山高専いじめ防止プログラム、いじめの解消と再発防止のためのフロー図)に示す。

いじめ防止等の全体の流れ (PDCAサイクル)



2. 早期発見に対する具体的な取り組み

- (1) 学生と接する機会の多い教職員のみならず，全教職員が日常的に学生の見守りや信頼関係の構築に努め，ささいな変化を見逃さず情報共有に努める。
- (2) 特に，寮生活では，寮関係教職員や担任等と連携しながら，いじめの兆候を見逃さないようにする。
- (3) 担任，学生相談室，寮務主事室など学生と接する機会の多い教員は，可能な限り個人面談を実施し，学生の実態把握に努める。
- (4) 学生がいじめに気付いた際は，速やかに教職員に知らせるように指導を行う。
- (5) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの相談体制の充実を図る。
- (6) 毎年，学生相談室や保健室の利用方法，相談室担当教職員やカウンセラーの紹介などを記述したパンフレットを学生，保護者および教職員に配布する。
- (7) 学生や保護者に対して，ホームページでの周知や徳山高専意見箱の活用を働きかける。
- (8) いじめアンケートを年間4回実施し，学生の状況のきめ細かな把握に努める。
- (9) 教職員いじめ防止テスト（仮称）を年1回実施し，教職員の理解を深める。
- (10) いじめであるか否かの判断は，特定の教職員によらず，いじめ対策委員会で行う。
- (11) 日常的に地域住民との連携を図り，学生の様子の情報把握に努める。
- (12) いじめ防止委員会を年間6回開催し，学生いじめアンケートなどの検証などを行う。

3. いじめに対する具体的な取り組み

- (1) 教職員がいじめに関わる情報を得た際には，速やかに学生相談室に報告するとともに，その事実についての記録を開始する。
- (2) 特定の教職員がいじめ事案を抱え込まず，個人による判断や対処をすることなく，組織的に対処に努める。
- (3) いじめであるか否かの判断は，法の定義により被害学生の主観に基づいて行う。
- (4) いじめ対策委員会は，いじめ事案を24時間以内に高専機構本部に連絡する。
- (5) いじめ対策委員会の下に臨時に編成される事案対処チームは，その対応について適時適切にいじめ対策委員会と連携を行う。
- (6) 被害学生に対しては，「あなたは悪くない」ということを伝えつつ，いじめの行為からの安全確保を優先的に行う。
- (7) 被害学生の保護者に対しては，いじめの事実を正確に説明した上で，今後の方針及び具体的な取組について説明する。
- (8) 加害学生に対しては，いじめが人権を侵す行為であることに気付かせ，不満やストレスを克服する力を養う方向に仕向ける指導を行う。
- (9) 加害学生の保護者に対しては，いじめの事実を速やかに説明し，家庭での指導を要請するとともに，いじめを受けた学生と保護者への謝罪について協議する。
- (10) 校長は，いじめを行った学生に対して厚生補導委員会又は事案によって教員会議での

審議の結果に基づいた適切な懲戒を行う。

- (11) インターネット等への不適切な書き込みは、外部機関等に削除依頼を行うなどの対処を行う。
- (12) インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させるために情報モラル教育を実施する。
- (13) いじめが犯罪行為であると認められる場合、警察と連携して対処し、学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (14) いじめ対策委員会で収集・作成した資料は、誤って廃棄等が行われないように組織で適切に管理し、高専機構文書管理規則に定める保存期間を超える場合であっても、当該学生が卒業するまで厳重に保管する。

4. いじめの解消

- (1) いじめは、謝罪とその受入れをもっていじめが解消したと安易に判断せず、注意深く観察することが必要である。
- (2) いじめが「解消している状態」とは、少なくとも2つの要件（いじめに係る行為が止んでいること、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないこと）が満たされている場合とする。
- (3) いじめが「解消している」状態でも、いじめが再発する可能性があることから、双方の学生について保護者との連携を図りながら注意深く観察を行う。
- (4) いじめ対策委員会は、いじめを受けた学生が安心感を得られるよう、必要に応じて対応状況を知らせるなどの継続した心身のケアを行う。

5. 重大事態への対処（前項までの対処に加えた取り組み）

基本的な対処方法は前項までと同様であるが、特に重大事態への対処として以下の取り組みを実施する。

- (1) 本校が、重大事態が発生したと確認した場合には、速やかに高専機構本部に報告する。
- (2) 重大事態に関わる調査を行う際には、被害学生及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結果について適切に説明する。
- (3) 被害学生の尊厳の保持及び回復を図るとともに、安全の確保を優先的に行う。
- (4) 被害学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を行う。
- (5) 犯罪行為として取り扱われると認められる事案については警察との連携を行う。
- (6) 学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合は、必要に応じて第三者からなる調査委員会において調査を行う。
- (7) 調査中であることを理由に被害学生と保護者への釈明、支援、助言を怠ってはならない。
- (8) 調査結果は逐次高専機構本部へ報告を行う。

- (9) 事案の事実が公開された場合、被害学生の復帰が阻害されないように配慮を行う。
- (10) 被害学生と保護者に対して、調査結果についての説明や経過報告を行う。
- (11) 情報提供に当たっては、他の学生のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する必要がある。

6. 学生対応の方針・具体的な方法

以下に、教職員が学生に対応する際の方針や具体的な方法を示す。

1. 被害学生への対応

(1) 基本的な姿勢

- ・どのような理由でもいじめを受けた学生を支援する。
- ・学生の表面的な変化から解決の判断をせず、慎重に行う。

(2) 事実確認

- ・担任に加えて適切な教員の人選を行う。
- ・学生の悔しさや辛さに耳を傾け、共感しながら事実を確認していく。

(3) 具体的支援

- ・学校は、加害学生を絶対に許さないことや今後の指導方法を伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるように、学生の優れているところを認めて励ます。
- ・加害学生との今後の付き合い方などについて具体的に指導する。
- ・学校は安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先を教えておく。
- ・「君にも原因がある」、「頑張れ」という指導や安易な励ましはしない。
- ・いじめが原因で当該学生や保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的にを行い、解決に向けた環境整備や再発防止について理解を促す。

(4) 経過観察

- ・面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるように、授業や学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

2. 加害学生への対応

(1) 基本的な姿勢

- ・背景を理解しつつも行為に対しては毅然とした態度で指導する。
- ・自分はどうすべきだったか、今後どうしていくのかを内省させる。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにし、一定の教育的配慮に基づく指導を行う。

(2) 事実確認

- ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入り、うそやごまかしのない事実確認を行う。

(3) 具体的支援

- ・いじめの非人間性や他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続な指導をする。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- ・いじめの状況に応じて被害学生を守るために、場合により、出席停止の措置を講じる。
- ・警察等関係機関の協力を求めるなど厳しい対応策を取ることも必要である。
- ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について、教務主事室とともに指導プログラムを作成する。
- ・順序を追って適切な指導を行うとともに、高専機構や保護者間で十分な共通理解と連携を図る。

(4) 経過観察

- ・面談等を通じて教員との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、気持ちが向上するように向かわせていく。

3. 傍観学生への対応

(1) 基本的な姿勢

- ・いじめはクラスや学年等集団全体の問題として対応する。
- ・いじめの問題に教員が学生と共に本気で取り組む姿勢を示す。

(2) 事実確認

- ・いじめの事実を告げることは「チクリ」ではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・いじめを告げたことによって、いじめを受けるおそれがあると考えている学生を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

(3) 具体的支援

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害学生が傍観していた学生の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・今後、どのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(4) 経過観察

- ・学級活動や学校行事等を通して集団のもつ力を良い方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも十分な注意を怠らずに継続的指導を行う。

7. いじめ調査の留意点

いじめの調査にあたっての留意点を以下に示す。

- (1) 被害学生が安心して話せるように人や場所の選定に配慮する。
- (2) 被害学生や傍観あるいは周囲にいた学生からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。被害学生と加害学生から事情聴取は別の場所で行う。
- (3) 関係者からの情報に食い違いがないか複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- (4) 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- (5) 注意、叱責、説教だけで終わってはならない。
- (6) 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導をしてはならない。
- (7) いじめを受けた学生や保護者の事実を知りたいという思いを理解する。
- (8) 学校の対応に不都合があった全てを明らかにする。
- (9) 重大事態の調査は、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復を図るとともに措置の実施状況を分析し、同種の事態の発生を防止するための提言を行うことが目的であることを認識する。
- (10) 調査を実施しなければ詳細はわからないことを認識し、いじめの有無の判断や学校の責任の及れをしないようにする。
- (11) 調査段階において、断片的な情報を発信しないようにする。
- (12) 特に、自殺案件の場合、いじめが背景にあると思われるか否かに関わらず、適切に事実関係の調査を行う。
- (13) いじめを受けた学生や保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、再発防止や新たな事実の発見の可能性があるので、可能な限りの調査や検証を行う。

附 則

この裁定は、令和2年7月9日から施行する。

徳山工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

制定 令和2年7月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、徳山工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下「基本計画」という。）第4の規定に基づき、徳山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に置く徳山工業高等専門学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 基本計画の策定，実行，改善に関すること。
- (2) いじめ防止プログラムの年間計画に関すること。
- (3) 早期発見・事案対処マニュアルの作成，実行，改善に関すること。
- (4) いじめの実態把握に関すること。
- (5) いじめの対処に関すること。
- (6) 重大事態への対処に係る事実関係の調査等（重大事態調査）に関すること。
- (7) 本校と家庭，地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (8) その他いじめの防止等に必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 学生相談室長
- (6) 事務部長
- (7) 学生課長
- (8) 看護師
- (9) 各学科主任及び一般科目主任
- (10) 学生主事補から1名
- (11) 心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者
- (12) その他校長が必要と認める者

- 2 第1項の委員のうち、第1号から第8号の委員を常任委員とする。
- 3 委員会は常任委員及び常任委員以外の委員をもって開催することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、委員長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、年6回以上開催するものとする。

(いじめ事案対処チーム)

第7条 委員会は、いじめを受けた学生の保護等を機動的に行う必要があると認めるときは、臨時の事案対処チームを設置することができる。

- 2 事案対処チームは、いじめ事案の対応について委員会と連携して行い、適時適切に委員会に報告しなければならない。
- 3 事案対処チームは、委員会が選任した本校教職員（非常勤職員を含む。）をもって組織する。

(守秘義務)

第8条 委員は、その任期中及び委員でなくなった後も、職務上知り得た秘密を他に漏らすてはならない。

- 2 前項の規定は、第5条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者についても準用する。

(文書の保管)

第9条 委員会で収集した資料、作成した記録等の保管方法及び保管場所等については、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は，学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，委員会が定める。

附 則

この規則は，令和2年7月9日から施行する。

いじめの解消と再発防止のためのフロー図

※特に教職員の日頃の情報共有は重要



※日常的な見守りと気づき (担任、学生相談室、保健室、寮など多面的に)

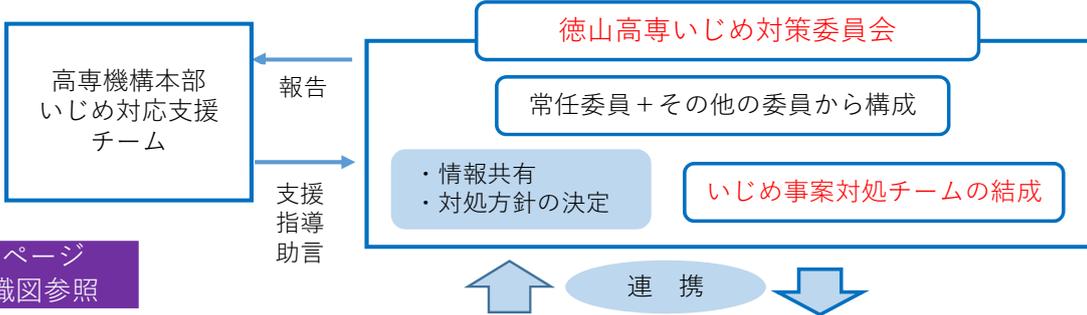
口頭、電話、メール、アンケート調査など

いじめの覚知 (学生相談室等)

情報集約

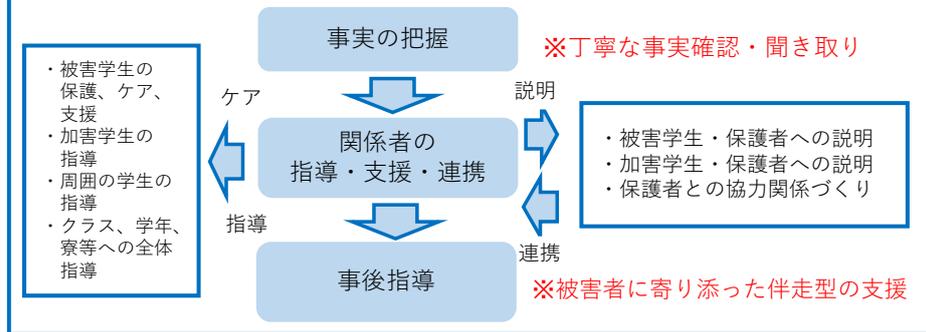
※迅速な初動対応と組織的対応

※いじめ発覚後、
24時間以内に速報



次ページ
組織図参照

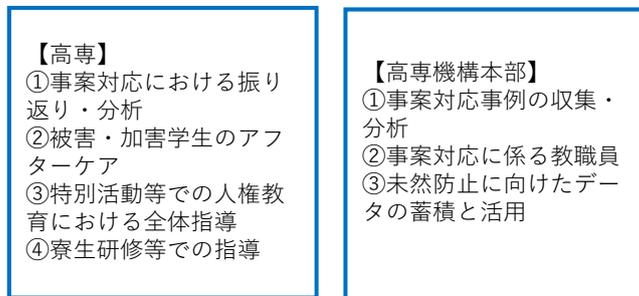
いじめ事案対処チームによる対処



※被害者の苦痛を
徹底的に排除

再発防止に向けての取り組み

※PDCAフローに準拠した
十分な検証と実例に基づ
いた研修、次に活かす



いじめ対策委員会およびいじめ対処チーム 組織図

いじめ（疑われるものも含む）事象の発生（アンケートを含む）



いじめの覚知

いじめを受けた可能性のある学生などの聞き取り

正確な事実確認と情報共有（程度は事案により異なる）

学生相談室

スクールカウンセラー



定例委員会は
2か月に1回開催
相談室からの報告

徳山高専いじめ対策委員会

緊急事案の場合は
即時報告
24時間以内に招集

常任委員（定例委員会）

校長		副校長	
教務主事	学生主事	寮務主事	
専攻科長		学生相談室長	
事務部長	学生課長	看護師	

機械電気工学科主任	情報電子工学科主任	土木建築工学科主任	一般科目主任
スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー	学生主事補	

担任、クラブ顧問、科目担当者等委員長が認めるもの

事案により常任委員+その他の委員による対策委員会の招集

いじめか否かの判断・指導方針・いじめ事案対策チームの結成



いじめ事案対処チーム

機動的に対処できる教職員等から構成

被害学生：学生相談室、担任、顧問、専攻科、寮務主事室、教務主事室、SC、SSW
 保護者：学生相談室、担任、顧問、専攻科、寮務主事室、学科主任、SC、SSW
 加害学生：学生主事室、担任、顧問、専攻科、寮務主事室、教務主事室、SC、SSW
 保護者：学生相談室、担任、顧問、専攻科、寮務主事室、学科主任、SC、SSW
 一般学生：担任、顧問、学科主任、専攻科長
 一般寮生：寮務主事室
 保護者会：いじめ対策委員会
 地域社会：いじめ対策委員会
 マスコミ：いじめ対策委員会

徳山工業高等専門学校 いじめ防止プログラム

月	学校行事	いじめ対策委員会	教務主事室・LHR(1～3年)	学生主事室	養務主事室	学生相談室	保護者との連携	外部との連携
4	新任教員研修会 入学式 合同HR 新入生オリエンテーション 在校生オリエンテーション 避難訓練 前期クラスマッチ 新入生合宿研修	新任教員研修会 PLAN 第1回いじめ対策委員会開催 いじめ防止基本方針の確認 今年度いじめ防止プログラム確認 第1回いじめアンケートについて	クラス担任による個人面談	オリエンテーション ネットモラル講習 避難訓練 学生会リーダー研修会 新入生クラブ紹介 前期クラスマッチ 交通安全指導講話 新入生合宿研修 校内巡視 登下校指導	開祭・入祭式 リーダー研修会 寮生総会・対面式 新入寮生歓迎マッチ 寮務教員による個人面談	学生相談室内パンフ配布 新入生オリエンテーション 新入生アンケート ピアサポーター講座 カウンセリング		徳山地区6校生徒指導連絡会 徳山地区生徒指導主任連絡会 周南市中高生徒指導連絡協議会
5		(各部署によるDO) 第1回学生いじめアンケート実施 第2回いじめ対策委員会開催 (CHECK) 第1回学生いじめアンケートの検証 現状報告	クラス担任による個人面談	清掃ボランティア 校内巡視 登下校指導	勉強会 避難訓練	ピアサポーター講座 シグマ検査(LHR) カウンセリング		
6	前期中間試験	第1回教職員いじめ防止テスト実施	前期保護者会 授業参観週間	学生会総会 校内巡視 登下校指導	前期寮生マッチ	ピアサポーター講座 安心安全の日講演会 メンタルヘルス調査 カウンセリング	後援会理事会 後援会総会 保護者面談	生徒指導研修会 徳山地区生徒指導連絡協議会 愛育会(周南市小中高連絡会) 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会(文科省研修)
7	中国地区高専体育大会	第2回学生いじめアンケート実施 第3回いじめ対策委員会開催 第2回学生いじめアンケートの検証 第1回教職員いじめ防止テストの検証 現状報告	クラスの現状調査 インターンシップ	校内巡視 登下校指導	第1回保護者会 七夕会 勉強会	ピアサポーター講座 デートDV教室(LHR) カウンセリング		山口県学校保健連絡会理事会
8	前期期末試験 第1回オープンキャンパス 全国高専体育大会		編入学試験 インターンシップ		開祭 第1回学寮見学会		長期休業中の学生相談受付 体制についての通知(保護者宛)、リーフレット(学生宛) の送付	顧問会議 心の問題と成長支援ワークショップ (日本学生支援機構研修)
9			レビュー週間		開祭 後期リーダー研修会 後期寮生総会			
10	キャリアデー 合同HR 避難訓練 後期クラスマッチ	第4回いじめ対策委員会開催 現状報告 後期に向けての計画	授業アンケート実施 全クラス担任学生指導連絡 会	後期クラスマッチ 校内巡視 登下校指導		ピアサポーター講座 カウンセリング		徳山地区6校生徒指導連絡会 徳山地区生徒指導主任連絡会 周南市中高生徒指導連絡協議会 愛育会
11	高専祭 第2回オープンキャンパス	第3回学生いじめアンケート実施	後期保護者会 編入生修学指導説明会	高専祭 校内巡視 登下校指導	第2回保護者会 第2回学寮見学会 後期寮生マッチ 勉強会	ピアサポーター講座 メンタルヘルス調査 カウンセリング	保護者面談	山口県内大学高専学生支援連絡会 いじめの防止等に関する普及啓発 会議(文科省研修)
12	後期中間試験	第5回いじめ対策委員会開催 第3回学生いじめアンケートの検証 現状報告		クラブリーダー研修会 兼署サイバーネット研修 学生会選挙 イース講話 清掃ボランティア 校内巡視 登下校指導	寮生会選挙 寮祭 開祭	ピアサポーター講座 カウンセリング		愛育会(周南市小中高連絡会) 全国学生相談研修会(日本学生相談 学会研修)
1		第4回学生いじめアンケート実施	推薦入試	校内巡視 登下校指導	開祭 予備会 寮生会引継ぎ会 勉強会	ピアサポーター講座 カウンセリング		中国地区高専大会運営委員会 中国地区学生主事会議
2	後期期末試験 合同HR	第6回いじめ対策委員会開催 第4回学生いじめアンケートの検証 現状報告 (ACTION) いじめ防止基本方針の見直し 年間を通じたプログラムの評価 次年度いじめ防止プログラムの策定 HP更新について	レビュー週間 学力入試 授業アンケート実施 学習活動の記録の実施	学生会引継ぎ会 校内巡視 登下校指導	卒業式 開祭	ピアサポーター講座 カウンセリング		愛育会(周南市小中高連絡会)
3	卒業式・修了式 新入生修学指導説明会		修了認定会議 卒業認定会議 新旧担任学生指導連絡会 教務の手引き、学級担任の 手引き発行				後援会理事会	